

公

示

九州運輸局長
令和6年6月11日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和6年6月21日までに、九州運輸局又は管轄運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第5号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

	申請者	申請概要	営業区域	備考
6-351	多々良タクシー有限公司	○迎車回送料金の設定 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに200円	福岡交通圏	【管轄運輸支局】 福岡運輸支局
6-352 ~355	合屋タクシー株式会社 篠栗交通株式会社 オーケータクシー株式会社 福岡自動車株式会社	○迎車回送料金の設定 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円	福岡交通圏	【管轄運輸支局】 福岡運輸支局
6-356	福岡昭和タクシー株式会社	○迎車回送料金の設定 初乗運賃額を限度として、発車地点より実車扱い。ただし、普通車は1回ごとに300円。	福岡交通圏	【管轄運輸支局】 福岡運輸支局
6-358	飯倉タクシー株式会社	○迎車回送料金の設定 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに200円	福岡交通圏	【管轄運輸支局】 福岡運輸支局
6-359	なのはな株式会社	○迎車回送料金の設定 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円	福岡交通圏	【管轄運輸支局】 福岡運輸支局